

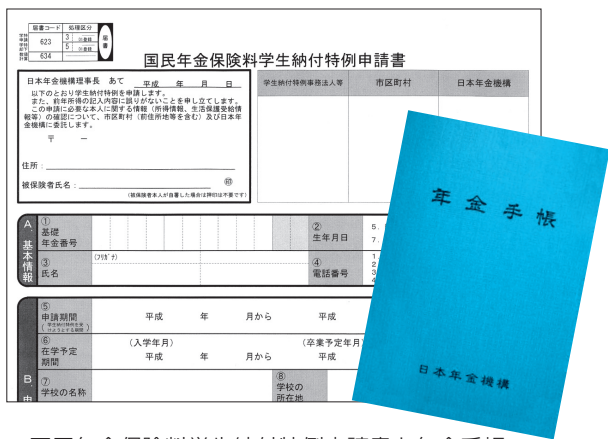
知って得する!

国民年金
あれこれ

20歳以上の学生の皆さんへ

国民年金保険料の納付が困難なときは、**学生納付特例制度の手続を!**

在学中に保険料の納付が困難な場合は、**学生納付特例制度**を申請して承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予されます。申請は、**毎年4月末**までは、**20歳になる月から**申請できます。申請がされると、万が一のときに「障害基礎年金」などを受給できない場合がありますので、お早目に手続をお願いします。また、学生納付特例制度は、申請日から2年1か月前まで、さかのぼって申請できます。



▲国民年金保険料学生納付特例申請書と年金手帳

対象／大学（大学院）、短大、高等専門学校などに在学する（した）20歳以上の学生で、申請時、富士市に住民登録がある人

持ち物／年金手帳、学生証（コピーの場合）または在学証明書

※既に学校を卒業していて学生証がない場合は、在学期間がわかる在学証明書を添付してください。

※代理人が申請する場合は、委任状と認め印、身分を証明するものが必要です。

受付窓口／富士年金事務所
国民年金課 国民年金担当

※申請してから2年目以降で、既に行がきによる簡易申請を行った人は、手続の必要はありません。

問い合わせ

富士年金事務所 (横割3-5-33)

☎(61)19000 ☎(64)54111

http://www.nenkin.go.jp

国民年金課 国民年金担当 (市役所3階)

☎(55)27555 ☎(51)25211

セカンドライフの顔

第20回 問い合わせ 市民協働課 ☎55-2701

「セカンドライフ」は主に、定年退職後や子育て後など第2の人生を意味します。このコーナーでは、セカンドライフを楽しんでいる還暦世代の人を紹介しします。

今回紹介するのは、山口喜玉さん（石坂）。市内の絵画グループ「翠洋会」の会長を務めながら、アマチュア作家の発表の場をつくらうと市内にギャラリーを開設しました。**富士市のアート文化の拠点をつくりたい**

私は、高校時代から絵を描くことが好きで、主に風景画を描いています。アート文化の拠点をつくりたいと考え、平成27年に、「ギャラリー時代屋富士山」（伝法2-17）を開設しました（入場無料）。ここでは、市内在住のアマチュア作家を中心とした個展や常設展を行っています。

ギャラリー内に小さなカフェスペースを設け、作家同士または、作家とお客さんが絵について気軽に語り合えるようにしています。その交流を通して、作家の技術向上や、アートに関心を持つ人の増加など、アート文化の底上げにつながればうれしいです。

今後は、若い世代の作家と交流を持ちながら、アートの世界を極めたいです。

開館日時／10～17時

(定休日は、月・火・第3日曜日)

問い合わせ／090-4447-1449



開館3年目を迎えた「ギャラリー時代屋富士山」で作品の整理をする山口さん

セカンドライフについて詳しくはセカンドライフ相談室へ
事務局／(一社)まちの遊民社 ☎(51)1112